在留邦人の子に対する教科書無償給与に係る調査研究　委託要項

令和５年１２月４日
総合教育政策局長決定

１．趣旨

文部科学省では、海外に在留又は出国する日本人学齢児童生徒（以下「在外日本人児童生徒」という。）に対して、日本国内の義務教育教科書無償給与制度の趣旨に沿って、義務教育教科書を給与している。

海外での学習活動に支障が生じないよう、また、出国直後の教育に支障が生じないよう、在外日本人児童生徒に対して継続的に教科書を無償給与するに当たって、関係者のニーズ、課題等を把握し、課題の解決や業務・手続きの簡素化・効率化等を図るための委託業務を実施する。

２．委託業務の内容

在外日本人児童生徒に対する教科書給与について、外務省、在外公館、在外日本人児童とその保護者、各教育委員会等の関係機関・関係者と連携・協力し、教科書給与に係る関係者のニーズ、課題等を把握するとともに、当該課題の解決、業務や手続きの簡素化・効率化等を図るための調査研究を行う。

・　業務計画書等の作成
・　調査票案の作成
・　調査の実施
・　調査の取りまとめ
・　その他委託業務の実施に必要な業務

３．業務の委託先

委託業務の内容を実施することが適当と考えられる、法人格を有する団体（以下「団体等」という。）。外務省及び在外公館との業務実績、教科書給与に関与した実績のある団体等が望ましい。

４．委託期間

契約を締結した日から同年度の３月 31 日までの期間で、契約書で定める。

５．委託手続

（１）　団体等が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文部科学省に提出すること。
（２）　文部科学省は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、業務を委託する。

６．委託費

（１）　文部科学省は、予算の範囲内で業務に要する経費（人件費、事業費（諸謝金、旅費、借損料、

消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、消費税相当額)、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。

（２） 文部科学省は、団体等が本契約の定めに違反している、委託業務の遂行が困難であると認めたときは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

７．再委託

本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。ただし、本業務のうち、再委託することが業務を実施する上で合理的であると認められるものについては、本業務の一部を再委託することができる。

８．業務完了（廃止）の報告

団体等は、業務が完了したとき（契約を解除又は廃止したときを含む）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了した日から 10 日以内、又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文部科学省に提出しなくてはならない。

９．委託費の額の確定

（１） 文部科学省は、上記８の委託業務完了（廃止）報告書について調査及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託費の額を確定し、団体等へ通知するものとする。

（２） 上記（１）の確定額は、業務に要した決算額と委託契約額のいずれか低い額とする。

１０．その他

（１） 文部科学省は、団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。

（２） 文部科学省は、委託業務の実施に当たり、団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。

（３） 文部科学省は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。

（４） 団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。

（５） この要項に定める事項のほか、委託業務の実施に当たり必要な事項については、別途定める。